

地域商社等による県産品輸出強化支援補助金

県内の地域商社又は商社機能を有する企業が、複数の県内事業者の商品をとりまとめ、戦略的に取り組む海外市場の販路開拓を支援します。

1 予算額

6,000千円

2 補助対象者

県内に主たる事業所を有する事業者及び団体で、海外市場の情報を収集・分析し、県産品の特性を目利きした上で、現地の商流とつなぎ、有望な商品を幅広くとりまとめ、輸出する能力を持つ者。

【支援要件】

輸出実績のない事業者1者以上を含む県内事業者5者以上の県産加工食品をとりまとめること

3 補助対象事業

海外市場の販路開拓に係る次の事業を対象とする。なお、他の補助事業との重複は認めない。

- ① 国際見本市・商談会・物産展等への出展（オンライン商談会等の取組を含む）
- ② 商談・市場調査・プロモーション活動の実施
- ③ 海外バイヤー等の招へい
- ④ 効率的な物流ルートの構築・確保
- ⑤ 輸出向け商品の開発やパッケージ改良等（機械等の取得に関するものを除く）
- ⑥ 輸出向け商品の国際認証等取得
- ⑦ 海外での商談実施等を前提とする海外向け販売促進用ツールの作成
- ⑧ その他の事業で知事が必要と認めるもの

※ ①は、県が出展する国際見本市等で、県が費用を負担した小間を利用する場合は対象外とする。

4 補助対象経費

上記①～⑧の事業実施に係る旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びにその他知事が必要と認める経費

5 補助対象外経費

- ① 消費税及び地方消費税
- ② 交付決定日前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ③ 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ④ 電話料金、インターネット利用料金等の通信費（海外でのWi-Fiの賃貸料を含む）

- ⑤ 金融機関などへの振込手数料（発注先が負担する場合を除く）
- ⑥ コピー代、事務用品等の消耗品代、雑誌・新聞購読料、団体等の会費
- ⑦ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ⑧ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

6 補助率等

- 補助率：対象事業費の1／2以内
- 補助上限額：2,000千円
- 補助対象事業者数：3者（予定）

7 申請に必要な書類

補助金等交付申請書

（添付書類）

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③納税証明書
- ④特別徴収実施確認・開始誓約書
- ⑤誓約書
- ⑥定款・登記事項証明書
- ⑦直近（3ヶ年分）の決算書
- ⑧その他知事が必要と認める書類

8 審査

書類審査と必要に応じてヒアリング（プレゼンテーション）を実施します。
ヒアリングの日時等の詳細は、別途お知らせします。

9 申請書類の提出先及び提出期限

（提出先）〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁8号館2階
オールみやざき営業課 東芦谷 宛

（提出期限）令和3年6月30日（水曜）17時

10 問合せ先

宮崎県オールみやざき営業課 東芦谷

TEL 0985-26-7113